

議案第62号

大田原市総合文化会館条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市総合文化会館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月5日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市総合文化会館条例の一部を改正する条例

大田原市総合文化会館条例（昭和44年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別表第1を次のように改め、同表を別表とする。

別表（第4条関係）

会館使用料

使用区分	単位	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
第1会議室	1時間	300円	400円
第2会議室		300円	
第3会議室		300円	
第4会議室		300円	
和室		300円	
調理室		500円	

備考

- 1 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。
- 2 市内に住所を有しない者が使用する場合の使用料は、規定使用料の100分の50に相当する額を加算した額とする。
- 3 冷暖房の使用料は、規定使用料の100分の50に相当する額を加算した額とする。

別表第2を削る。

附 則

この条例は、令和5年1月4日から施行する。